

## 建築工事提出書類一覧

令和6年4月1日

	関係書類	書類作成の根拠	チェック	提出書類	提示書類	備考
1	契約書		□	●		リサイクル法対象工事の場合は、別紙を綴込む。
2	工程表、請負代金内訳書	契約約款第3条	□	●		・準備・後片付けを含んだ工種別工程表とする。 ・契約締結後10日以内に発注担当課に提出する。 (※請負代金内訳書は、予定価格(税込み)が2,000万円以上の工事の場合。)
3	契約保証書	契約約款第4条	□	●		現金納付及び金融機関の保証の場合は、還付(返却)時の別途書類。
4	現場代理人等指定通知書	契約約款第10条	□	●		経歴書・資格者証の写し・雇用関係を証明する書類の写し(保険証(個人情報を消去)又は監理技術者証の写し等)を添付。 ※資格者証の写しは、主任技術者又は監理技術者になる者。
5	実工事期間報告書		□	●		受注者指定方式及びフレックス方式の場合。
6	前払保証書・前払金請求書	契約約款第35条	□	●		前払金の請求をする場合。
7	課税又は免税業者届出書	群馬県建設工事 執行規定 第17条	□	●		1工事ごとに提出する。
8	変更契約書(請書) 変更工程表		□	●		設計変更を行った場合。
9	単独有期事業申告書の写し		□	●		1工事の請負額が1億8千万円以上又は概算保険料額が160万円以上の場合。
10	建退共掛金収納書	建設工事請負契約書の 作成の手引き3(5)	□	●		請負金額が1,000万円以上の場合収納書を提出。(紙紙の場合契約締結後1か月以内、電子版の場合契約締結後40日以内)
11	工事実績情報 登録内容確認書	建築工事標準仕様書 1・1・4	□	●		・契約金額500万円以上の工事(受注・変更・完了・訂正等)。 ・契約後、市の休日を除き10日以内に、変更時は変更のあった日から市の休日を 除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に登録。
12	照査記録	土木工事標準仕様書 1-1-1-3	□	●		施工前及び必要に応じて設計図書の確認をおこない、結果を監督員に報告する。
13	施工計画書(総合・工種別)	建築工事標準仕様書 1・2・1 1・2・2	□	●		・実施工程表を添付すること。 ・工期が180日を超える場合は、マスター工程表を添付させること。 ・施工計画書には、主要(資材・機材)発注先を記載すること。 ・施工要領書を含む。 ・変更が生じた場合、変更にかかる部分の変更施工計画書を提出する。
14	施工図	建築工事標準仕様書 1・2・3	□	●		・提出をする工種については、監督員との協議により決定すること。
15	材料承認願	建築工事標準仕様書 1・4・2	□	●		・特記仕様書に基づき一部省略が出来る。 ・当該材料に関する品質の証明書等がある場合は、証明書等を添付。
16	材料検査願 材料検査報告書	建築工事標準仕様書 1・4・4	□	●		・特記仕様書及び協議により材料検査を指定したものの。 ・数量管理を必要とする材料については、材料検査願を使用すること。
17	品質管理	建築工事標準仕様書 1・3・6 1・4・2	□	●		管理表、管理図、管理写真等 ・各種試験成績表、使用材料の品質管理 ・設計図書に定める品質及び性能を有することの証明書類
18	段階確認表	建築工事標準仕様書 1・5・4	□	●		監督員と協議の上決定すること。 (※施工完了後確認できない部分及び各種検査実施時に行うこと。)
19	材料・施工検査記録	建築工事標準仕様書 1・5・5/1・5・6	□	●		建築工事監理指針に基づき検査を行った検査記録を添付。
20	出来形管理	建築工事標準仕様書 1・7・1 1・7・2 1・7・3	□	●		完成図、出荷証明書、管理表、管理図等 ・設計値と出来形が対比出来るもの。ただし、監督員との協議により省略することが できる。 ・電子納品可(監督員と協議)但し、検査用に1部添付。 ・材料承認に添付した図書(機器の仕様書等)と変更がない場合は、省略すること。 ・取扱説明書・保証書等を含む。 ・発生土がある場合、発生土処理集計表、発生土受け入れ伝票の写しを添付。
21	現場記録写真	建築工事標準仕様書 1・2・4	□	●		電子納品可(監督員と協議)但し、検査用に1工程の写真を貼付。
22	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	建築工事標準仕様書 1・3・11	□		◎	紙の場合は原票(E票)、電子の場合は受渡確認票
23	工事工程報告書	契約約款第11条	□	●		・月1回、工事工程報告書を提出する。ただし、マスター工程表を作成した工事につ いては、マスター工程表に実施線を記入し報告をする。 ・契約締結月の工期日数が10日以内の場合及び工期最終月の工程報告書は、省 略することができる。
24	再生資源利用促進計画書	資源有効利用促進法省 令第9条	□	●		・500㎡以上の発生土、200トン以上のCoガラク等を搬出する工事については、再生 資源利用促進計画書を提出する。
25	再資源化等報告書	建設リサイクル法第18条 建設副産物適正処理推 進要綱 第15条				・解体80㎡、新增築500㎡、修繕・模様替1億円以上の特定建設資材を使う工事 (再生資源利用(促進)実施書の様式をもって代えることができる。)
26	施工状況報告書	群馬県建設工事適正化 指導要綱 第4条準拠	□	●		・選定した下請業者が現場に入る前に、関係書類を添付し提出。 ・追加で下請業者を選定した場合は、その都度提出をする。
27	施工体制台帳(写) 施工体系図(写)	建築工事標準仕様書 1・1・5 建設業法 第24条の8	□	●		下請がある場合:入札契約適正化法第15条。 (※一次下請けの社会保険未加入業者を選定していないかを確認すること。)
28	下請契約書(写)	群馬県建設工事適正化 指導要綱 第4条	□	●		下請がある場合。(注文書等をもって契約書に代えることができる。)
29	下請状況報告書	契約約款第7条	□	●		工事完了通知書と共に監督員に提出する。
30	安全訓練の実施状況報告書	土木工事標準仕様書 1-1-1-29準拠	□		◎	月当たり半日以上を安全研修・訓練等の時間に割り当てる。
31	その他		□	●		監督員又は検査員が必要と認めた書類。

凡例 ●:提出書類 ◎:提示書類

注:土木工事標準仕様書は、群馬県建設工事必携に記載されている群馬県土木工事標準仕様書をいう。